

# 第2回 農業委員会総会議事録

平成29年8月22日開会

中標津町農業委員会

平成29年8月22日、第2回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
4番	武田	健	治
5番	田中	世	一
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
9番	和泉	光	広
10番	後藤田	宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波江	信	二
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

本日欠席した委員

8番	上原	房	子
----	----	---	---

## 附議した案件

- 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 8 号 現況証明願いについて  
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について  
議案第 11 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について  
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について  
報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

## 本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、17名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第2回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
3番、竹村 聡委員。  
4番、武田健治委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 7月24日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。  
8月4日に中標津町総合文化会館しるべつとにおいて、農業委員改選に伴い、平成29年度根室地方農業委員会連合会臨時総会が開催され新たな役員をそれぞれ決定しております。根室地方農業委員会連合会の会長には別海町の小野会長、副会長は標津町の田中会長が選出され決定しております。以上、会務報告といたします。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)から(4)について、事務局よりご説明申し上げます。

議案の60ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積10,386㎡ほか7筆、合計209,538㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成34年12月31日まで。合意解約成立の日、平成29年7月28日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第9号(1)～(4)に関連するもので、使用貸借していた農地について、近隣農家へ賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の61ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積50,527㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成27年8月1日から平成31年12月31日まで。合意解約成立の日、平成29年8月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第9号(12)に関連するもので、賃貸借していた農地について、近隣農家へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

議案の62ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積49,914㎡ほか5筆、合計162,529㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成18年12月20日から平成38年12月19日まで。合意解約成立の日、平成29年8月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第9号(13)(14)に関連するもので、使用貸借していた農地について、近隣農家へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

議案の63ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積49,469㎡ほか1筆、合計99,210㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成28年3月23日から平成38年3月22日まで。合意解約成立の日、平成29年8月8日。6、解約の理

由、合意解約。

この案件につきましては、議案第9号（11）に関連するもので、使用貸借していた農地について、近隣農家へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」（1）について説明致します。3ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 24,055 m<sup>2</sup>ほか 23筆。畑 938,282 m<sup>2</sup>、採草放牧地 3,528 m<sup>2</sup>、合計 941,810 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受けて営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

6、見取図につきましては、5ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏が経営移譲の際、後継者に使用貸借していた農地を、生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（2）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 竹村委員。

竹村委員 議案第6号（2）について説明致します。

8ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 12,759 m<sup>2</sup>ほか 39

筆、畑 702,831 m<sup>2</sup>、採草放牧地 85,219 m<sup>2</sup>、合計 788,050 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 29 年 8 月 22 日から平成 39 年 8 月 21 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、期間満了となったため、後継者に再度使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 5、報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1) について説明いたします。65 ページをお開きください。

1、届出人の住所、氏名。

標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成 28 年 7 月 25 日付、中農委 5 第 28-5 号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取のため。5、事業計画の期間、平成 28 年 7 月 26 日から平成 29 年 7 月 25 日まで。6、事業完了年月日、平成 29 年 7 月 25 日。7、この完了検査につきましては、平成 29 年 8 月 16 日、第 1 地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程6、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積、9,173 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由、畜舎及び作業スペース等の農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成29年9月25日から永年。5、権利の種類、所有権。6、見取図につきましては、12ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、農業用施設建設のため申請があったものです。  
経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。申請面積については9,173 m<sup>2</sup>となっております。  
平成29年8月16日、第1地区推進班による現地調査の結果、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)について説明いたします。13ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積、11,597 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由、畜舎及び作業スペース等の農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成29年9月25日から永年。5、権利の種類、使用貸借権。6、見取図につきましては14ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設建設のため申請があったものです。  
経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。申請面積については11,597㎡となっております。15ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積、9,405㎡。3、許可を受けようとする事由、畜舎及び作業用スペース等の農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成29年9月25日から永年。5、権利の種類、使用貸借権。6、見取図につきましては16ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設建設のため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。申請面積については9,405㎡となっております。

(2) 及び(3)については、平成29年8月17日、第3地区推進班による現地調査の結果、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第7号(1)から(3)について、本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程7、議案第8号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました、議案第8号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。18ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積42,067㎡。〇〇〇〇番〇〇、公



簿、畑、面積 19,990 m<sup>2</sup>。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は 19 ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
申請者が所有していた農地を農地所有適確法人へ譲渡するにあたり、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。平成 29 年 8 月 16 日、第 1 地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第 8 号、現況証明願 (3) について説明いたします。  
22 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 16,216 m<sup>2</sup>。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 1,724 m<sup>2</sup>。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 12,912 m<sup>2</sup>。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は 23 ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、農振開発行為申請のため申請があったものです。対象地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、農地としては使用されたことはなく、公簿が農地のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成 28 年 7 月 29 日、第 3 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第 8 号 (1) (3) について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程 8、議案第 9 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。  
なお、本案件につきましては、(1) から (9) と、(10) から (14) の 2 回に分けて審議を致します。  
(1) から (4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第 9 号 (1) から (4) について説明いたします。  
25 ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 10,386 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計畑 49,587 m<sup>2</sup>、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 8 月 23 日から平成 39 年 8 月 22 日まで。6、価格、年 161,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。経営作目、馬鈴薯栽培。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 26 ページのとおりです。  
なお、(2) ~ (4) につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。27 ページをお開きください。  
(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 59,451 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 8 月 23 日から平成 39 年 8 月 22 日まで。6、価格、年 214,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 28 ページのとおりです。29 ページをお開きください。  
(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 48,750 の内 44,800 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計畑 50,300 m<sup>2</sup>、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 8 月 23 日から平成 39 年 8 月 22 日まで。6、価格、年 165,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、

経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、馬鈴薯栽培。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は30ページのとおりです。

31ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積23,425の内14,400㎡ほか1筆、合計畑50,200㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。

貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年8月23日から平成39年8月22日まで。6、価格、年165,000円。

7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、馬鈴薯栽培。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。

この案件につきましては、貸主より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、地区内で協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)から(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第9号(5)から(8)について説明いたします。

33ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況採草放牧地、面積1,465㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積54,147㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,454,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は34ページのとおりです。

なお、(6)～(8)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。35ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,984 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計畑 51,065 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,159,000 円。6、資金調達方法、農家経済改善資金 3,150,000 円、自己資金 9,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は36ページのとおりです。37ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 29,482 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,827,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は38ページのとおりです。39ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 20,219 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,395,000 円。6、資金調達方法、農家経済改善資金 1,390,000 円、自己資金 5,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は40ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あつせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第9号(9)について説明いたします。

41ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 46,251 m<sup>2</sup>ほか 4 筆、畑 59,925.78 m<sup>2</sup>、採草放牧地 1,491 m<sup>2</sup>、合計 61,416.78 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,411,000 円。6、資金調達方法、ステップアップローン 1,411,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は 4 2 ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あつせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第 9 号 (1) から (9) について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第 1 6 条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

(1 0) から (1 4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第 9 号 (1 0) から (1 4) について説明いたします。

4 3 ページをお開きください。

(1 0) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 90,002 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,628,000 円。6、資金調達方法、自己資金。

7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は44ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。45ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,469㎡ほか1筆、合計畑99,210㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,646,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は46ページのとおりです。

なお、(12)につきましても譲受人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。47ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,527㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,526,000円。6、資金調達方法、農協ローン。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は48ページのとおりです。

(11)及び(12)につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。49ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,914㎡ほか3筆、合計畑72,322㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,358,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は50ページのとおりです。

なお、(14)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。51ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積88,360㎡ほか1筆、合計畑90,207㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,074,000円。6、資金調達方法、農協ローン。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は52ページのとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。

議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(10)から(14)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
……………(〇〇委員着席後)……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。

54ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日、平成28年5月18日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。

平成29年5月19日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。

当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、55ページのとおりでありまして、合計5筆、261,549㎡です。

この案件につきましては〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、要請致します。  
日程10、議案第11号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。  
内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第11号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。57ページをお開きください。  
平成28年度分といたしまして、〇〇〇〇株式会社。  
平成29年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇。  
以上3件の提出がありました。  
平成29年8月7日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも



農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第2回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉 会 11時10分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年8月22日

会 長 本 田 信 幸

---

3 番 竹 村 聡

---

4 番 武 田 健 治

---